

## 知的財産戦略本部構想委員会（第4回）

日時：令和4年5月17日（火） 13：00～14：30

場所：WEB開催

出席：

### 【委員】

出雲委員、梅澤委員、落合委員、翁委員、喜連川委員、久貝委員、杉村委員、田中委員、福井委員、山田委員、山本委員、柳川委員、立本委員、竹中委員、田路委員、中村委員、林委員、宮島委員、渡部座長

### 【事務局】

田中局長、澤川次長、川上参事官、浜岸参事官、塩原参事官

1. 開会
2. 議事
  - (1) 知的財産推進計画2022に向けた検討について
  - (2) 意見交換
3. 閉会

○川上参事官 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまより「構想委員会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、御多忙のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。私、内閣府知財事務局の川上と申します。よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、本日のオンライン会議の進行について御説明させていただきます。

まず、会議中は、ノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、会議中はカメラを常にオンにいただければと思います。

御発言御希望の場合は画面で手を挙げていただくとともに、挙手ボタンにてお知らせいただくようよろしくお願いいたします。御発言の際には、マイクをミュート解除にいただきまして、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにして挙手ボタンを解除いただければと思います。

本日は、遠藤委員、川上委員、小谷委員、富山委員が御欠席でございます。

なお、本日は報道関係者も傍聴されておりますので、御承知おきいただければと思います。

本日の資料につきましては、御欠席の遠藤委員から資料1のと通りの御意見を提出いた

だいております。

また、本日御説明する資料2の「知的財産推進計画2022(案)」については、画面の共有はいたしません。委員限りとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ここから議事の進行を渡部座長にお願いしたいと思ひます。

○渡部座長 それでは、早速、議事に入らせていただひきたいと存じます。

本日は、若宮大臣に御出席いただくことになっております。若宮大臣は公務の御都合上、最後に入室いただきまして、御挨拶いただく予定でございます。あらかじめ御承知おきいただければと思ひます。

次に、事務局より「知的財産推進計画2022(案)」について説明していただければと思ひます。お願ひします。

○川上参事官 それでは、事前にお送りさせていただいております「知的財産推進計画2022(案)」で御説明させていただきたいと思ひます。前回の資料からの見え消しの形でお送りさせていただいておりますので、主に変更点を中心に御説明させていただきたいと思ひます。画面共有いたしませんので、お手元、お送りした資料を御覧いただければと思ひます。

3ページの最初に「はじめに」を挿入させていただいております。ここでは、前回の「知的財産推進計画2021」からその後どういった動きがあったかということについて御紹介しております。「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の公表、「データ取扱いルール実装ガイダンス」の公表、「デジタル時代のコンテンツ戦略」の構成と課題の整理、こういった公表についての言及、それから「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化に向けた施策の方向性」、こういった取りまとめの公表について触れております。その上で、この構想委員会、コンテンツ戦略ワーキンググループ、Create Japanワーキンググループで議論等を踏まえまして、今回の計画を取りまとめた、そういった経緯を書いております。

4ページでは、今回の構成といたしまして、重点8施策について整理している、こういったことを最初に書いております。

5ページ以降でございますけれども、2番目の基本認識についての整理でございます。こちらにつきましては、前回から大きな変更はございませんけれども、必要に応じて図を随所に挿入しております。

まず、5ページの1は日本のイノベーションが低迷しているという話です。

6ページの2以降はグローバルな競争環境の変化ということで、最初にイノベーションスピード競争、それから、35行目の「熾烈な技術覇権・国際連携競争」に経済安全保障の重要性について加筆しております。

7ページの14行目以降にありますけれども、経済安全保障推進法で設置されます官民パートナーシップを進めるための協議会の中で果たし得る機能ということで標準化の検討が

挙げられている、こういった記載を追記しております。

7ページの30行目の(3)のデジタル空間の技術パラダイムの転換、8ページの14行目、データガバナンスへの関心の高まり、こういった点を整理しております。

8ページの34行目以降で日本の知財エコシステムがイノベーションに十分貢献できていないのではないかとといったことで、9ページ以降、将来の成長に必要な知財への投資が不足していること、25行目以降の(2)の日本の知財がフル活用されていないのではないかと、こういった問題意識です。

10ページの19行目以降、自己完結型の企業の知財管理が産業のダイナミズムを阻害しているのではないかと、11ページの17行目の(4)で大学で創出される知財の事業化におけるネック、こういった形で整理しております。

それを踏まえまして、12ページの7行目以降、今後の知財戦略の方向性ということで、1つ目がイノベーションに貢献する知財エコシステムへの転換、2つ目がデジタル化に対応したコンテンツ、クールジャパン戦略、こういった形で整理しております。

14ページ以降は知財戦略の重点8施策について整理しております。1番目といたしまして、スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化という点について整理しております。ここで言っているスタートアップに関する記載が革新的な取組を進める中小企業等にも当てはまる、こういった点について脚注で書いております。

15ページ、16ページと問題意識を整理いたしまして、17ページの8行目以降、1番目といたしましては、スタートアップが知財対価として株式・新株予約権を活用しやすい環境整備ということで、まず最初に大学による株式・新株予約権の取得・保有に係る制限を撤廃すべきではないかと、18ページの12行目以降、新株予約権の発行額についての考え方について整理しております。

19ページの28行目以降、大学における事業化を見据えた権利化の支援ということで、1つ目に外国出願支援の抜本的強化、21ページの19行目以降、事業化を見据えた強い権利の取得、22ページの20行目以降、TL0等機能の強化、こういった点について整理しております。

24ページの大学等における共同研究成果の活用促進についてでございます。こちらにつきましては、27ページの施策の方向性について追記しております。ここでは、共有特許の取扱いルールを整備に併せまして、大学等と企業の共同研究の成果から生み出された知財の取扱いについて、大学等の交渉力を高めるために大学等の知財管理財源の充実を図る方策について検討する、こういった内容について追記しております。

28ページの5行目以降、知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築、29ページの2行目からスタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化について整理しております。

31ページの27行目以降、大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進等についてです。こちらにつきましては、33ページの19行目以降、大企業による不公正な取引の是正については、前回の資料では(6)の中に入っていたのですけれども、これを1項目独

立させております。

34ページの25行目以降、大学知財ガバナンスガイドラインの策定と大学への浸透、こういった構成で整理しております。

37ページ以降、2番目の柱といたしまして、知財への経営者の投資・活用促進メカニズムの強化について整理しております。こちらについては、昨年のコーポレートガバナンス・コードの改訂、知財・無形資産ガバナンスガイドラインについての説明を整理しております。

39ページの一番下の部分ですけれども、投資家の役割についての記載を修正しております。企業との対話を通じ、知財への投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割を明確化するための方策を検討することが必要、こういう言い方にしております。

42ページの一番上の部分も同じような書きぶりに修正しております。

○浜岸参事官 3番目の柱、標準でございます。43ページ以降ですが、「重要分野の選定と支援」の最後のところ、44ページの24行目です。企業の枠を超えたアライアンスが重要ということで、競争領域と協調領域をしっかりと見極める、こういう文言を追加しております。

45ページの16行目以降、政府の支援事業において、社会実装戦略、国際競争戦略及び国際標準戦略の提示、そのコミットメントを求める仕組みを導入する、こういった文言を入れております。

47ページの18行目以降、前回申し上げました政府の支援事業の具体的な例として、グリーンイノベーション基金等の4つの事業を追加しております。

次に、データについて、50ページの26行目からですが、データエコノミー発展に向けた情報財政策として知財戦略の最優先事項の一つであるという文言を入れております。

併せまして、54ページの11行目からですが、公的資金が投入され運営されている大学の研究成果を社会に還元していくことが期待されて、そういう研究データにつきましても、機関ミッションの選定とミッションにのっとったデータポリシーの策定を促すことが重要という文言を入れております。

56ページの5行目から、先日行われましたG7デジタル大臣会合におけるDFFTの話を追記しているところでございます。

データにつきましましては以上でございます。

先に飛びますが、中小企業に関して78ページ以降でございます。

79ページの7行目以降、中小企業の支援施策は、知財戦略の重要性の気づきから実装まで、これまでの取組を含めた支援の役割を明確にし、効果的かつ効率的な施策間の連携を構築する、こちらがアクションプランに盛り込まれているという記載を追記しております。  
○塩原参事官 続きまして、柱の5本目、コンテンツ戦略の修正部分についてお願いいたします。

戻っていただきまして、59ページを御覧いただければと思います。59ページは2か所ほど修正部分がございますが、全体を通じた用語の整理といたしまして、「Web3.0」の用語の使い方について一定の整理を行っております。

「知的財産推進計画2022」の計画では、コンテンツ分野について、Web3.0時代のコンテンツ戦略と銘打って、前回の素案の中でも「Web3.0」の語が何度も繰り返し出てきておりました。それらの中では、「Web3.0の時代」といったように大きな時代認識ないしは流れを表す用語としてWeb3.0を用いている部分と、例えば59ページの14行目のように、ブロックチェーンないしNFTといった特定の技術を念頭に置いてWeb3.0の語を用いている部分とが混在しておりました。しかしながら、本来、Web3.0は、インターネットの次なる在り方といったものを表すような大きな概念として提唱された言葉であり、単にNFT等の具体的技術の活用の部分まで、何でもかんでもWeb3.0と連呼するのはアバウト過ぎるだろうということで、それらの部分につきまして、より等身大の書き方に改めるよう全体的に修正いたしております。

60ページ以降が(1)のWeb3.0時代のコンテンツ戦略の具体的中身ですが、その中で特に主要な修正部分といたしまして、65ページの後段部分、新たな法的課題等への対応に関する部分を御覧いただければと思います。前回素案では、メタバース等の発展がもたらす新たな法的課題等への対応といたしましては、民間事業者等と連携して必要な課題整理や論点整理を行うことまでを記述する形にいたしておりましたが、その後の政府部内での調整を反映いたしまして、今回案でさらに加筆を行うことといたしました。

具体的には、65ページの33行目の施策の方向性の最初のポツにありますように、それらの法的課題等に対応するよう有識者等による検討の場を設置するとともに、関係省庁、民間事業者が一体となって、ソフトローによる対応も含め、必要なルール整備等について検討する旨を明記することといたしております。

66ページの3行目以降ですが、コンテンツ分野におけるNFTの活用に関しましては、前回案では、経済産業省等が利用者保護上の課題等への対応を行う旨を、また文部科学省等が無断NFT化など権利侵害の対応のための普及啓発等の取組を行う旨をそれぞれ別の項目として項目立てしておりましたが、両者は相互に重なり合い、関連し合うものともなることから、今回案ではこれらを一つにまとめ、コンテンツホルダーの権利保護や利用者保護等の課題に対応するよう官民一体となって必要な施策を検討する旨を記載することといたしました。

続きまして、68ページを御覧ください。(2)の著作権制度改革の項目でございます。こちらにつきましては、前回構想委員会の時点におきましては、各省調整が間に合っておらず、ほぼ全体をペンディングとしてブランクのままとなっていたところでございますが、その後の各省調整を経て、今回構想委員会で初めて文案としてお示しさせていただいているものでございます。

著作権制度改革につきましては、69ページの15行目以降からの記載にもございますとお

り、昨年の「知的財産推進計画2021」を受けて、簡素で一元的な権利処理方策の検討が文化審議会において進められており、そこでは、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断的な権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行うこと、さらに著作権者等が不明の場合や、権利処理に必要な意思表示がなされておらず著作権者等に連絡が取れない場合等について、新しい権利処理の仕組みを創設することにより権利処理を迅速円滑に進めることが提案されていることから、これらについて制度改革を含め、速やかに具体化を図ることが求められる旨を記載しているところでございます。

その上で、今回「知的財産推進計画2022」の計画では、さらに69ページの23行目以降に、デジタル時代のスピードの要請に鑑みれば、著作権権利処理についても、その手続を可能な限りデジタルで完結できるようにしていくことを目指すべき旨を打ち出しており、これらにより手続コスト、時間コストを大幅に縮減し、コンテンツの創作と利用の循環による価値増殖を各段に加速させていくことが期待される等といたしております。

その上で、施策の方向性といたしまして、70ページ以降に4つの項目を追加いたします。

まず、70ページの6行目から第1の項目でございますが、簡素で一元的な権利処理の総論的な項目でございます。昨年の「知的財産推進計画2021」でも定めた事項に加え、さらに、デジタルで一元的に完結する手続を目指すといった方向性や具体的な検討項目を①から⑤まで列記した上で、それらについて2023年通常国会に著作権法の改正法案を提出する旨を明記したものでございます。

続いて、20行目の第2の項目では分野横断権利情報データベースが備えるべき機能等についての検討項目を、34行目の第3の項目では新しい権利処理の法制度等の具体的な制度設計に当たり検討すべき項目を明記しております。

さらに71ページの8行目の第4の項目では、簡素で一元的な権利処理の制度の実現を促すための通信関係事業者の協力体制、役割分担についても検討を行う旨を盛り込んでおります。

なお、著作権制度改革につきましては、政府における規制改革のアジェンダとしても位置づけられており、現在、規制改革推進会議答申に向けた検討も同時並行で進められているところでございます。それらの動向も踏まえ、今後さらに政府部内での調整が必要となることも考えられることから、本日の「知的財産推進計画2022(案)」の記載はその趣旨でペンディングつきということにさせていただいたところでございます。

コンテンツ関係、作業の工程の大きな部分でございますが、74ページ以降、(4)の海賊版対策の強化の部分でございます。

海賊版対策につきましては、前回、こういった対策はもっと費用対効果の視点が必要だという御指摘を頂いていたところでもございまして、それらを踏まえ、75ページの18行目以降にあるように、対策の検討に当たっては、それらの実施に要する社会的コストの減等にも留意し、海賊版サイトの運営を成り立たせている構造全体を視野に入れながら、より

効率的、効果的なアプローチを追求していくことが重要である旨を、また施策の方向性の部分でも、75ページの最後にありますように、総合対策メニューに基づく対策の効果等について逐次検証を行い、さらなる取組の推進を図ることや、76ページの10行目にあるように、各種民間事業者のサービスについて必要な措置を講じることについての項目の中に、その具体的な中身としてCDNサービス事業者への対応をさらに明記した、このような修正を行ったところでございます。

コンテンツ関係の主な部分は以上でございます。

○澤川次長 重点施策の最後、8番目、クールジャパンについてでございます。

92ページの「アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動」とあるところを御覧ください。内容的には大きな変更はございません。

今回、新たな事項として、94ページですが、アフターコロナを見据えてクールジャパン再起動のための3つの手法ということで書いております。

具体的には、95ページ以下です。①がサステナブルということで、クールジャパンはサステナブルと親和性が高いということで、日本の魅力を改めて磨き直して世界の人から共感を得られるようにしよう、②はコミュニティということで、クールジャパンのファンのコミュニティということをいま一度注目して、外国人も巻き込みながらSNS等で世界に情報発信していこう、③はクールジャパン関係者が結びつくということで、CJ関係者のマッチングをこれから強化していくということでございます。前回と同様でございますが、基本的なメッセージとしては、アフターコロナを見据えて日本の魅力をサステナブルの視点から磨き上げ、コミュニティとの共創、関係者とのマッチングによって世界に積極的に情報発信をしていこう、そういうメッセージをクールジャパン関係者に投げかけることとしております。

あと、内容面、記述の修正ですが、1か所ございます。その他のところは字句修正ということで御理解賜れればと思いますが、97ページ、コミュニティのところでございます。34行目以降に「特にこれからのWeb3.0時代においては」という段落を挿入しております。実はこれは101ページの一番後ろにあった段落を前に持ってきたという形でございます。記述の移動ということでございます。これは、委員への事前説明の過程で、コミュニティに関する取組といったものは昔からあるので、もう少し未来志向で最新のテクノロジーも踏まえた書き方にしていきたい、そういったことに対応したものでございます。この未来志向、Web3.0という新たな時代を活用しながら、クールジャパンをもっと活用していこう、そういうメッセージを強調している形になっているところでございます。

修正点につきましては以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、ここからただいまの御説明について御発言いただければと思います。本日、19人の委員が御出席と伺っておりますので、残り時間を考えますと最大3分をお願いしたいと思います。後ろが限られておりますので、ぜひ御協力いただければと思います。

それでは、御発言のある方は挙手していただくか、お手元の挙手ボタンでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。杉村委員、お願いします。

○杉村委員 ありがとうございます。本日、時間の関係で早退しなければならないので、最初に発言させていただきます。

短い期間に委員の方々の意見を聞いていただき、また取りまとめいただきまして、事務局の方、そして座長に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

これまでも、お話をさせていただきましたように、スタートアップに関しましては、スタートアップへの知財戦略支援ということで、日本弁理士会といたしましても、日本ベンチャーキャピタル協会や日弁連とも連携を取りながら、スタートアップ支援に力を入れてまいりたいと思っておりますので、この知財推進計画に沿って本年度、積極的に事業を展開させていただきたいと思っております。内閣府知財戦略推進事務局の皆様方にも御支援いただきまして、誠にありがとうございました。

もう一点、共有特許の件につきまして、27ページに施策の方向性ということで記載がございます。ここに、共有特許の取扱いルールの整備に向け、法改正を含めて検討し、2020年内に結論を得ると書いてあります。具体的に検討するに当たりましては、関係団体、関係者の意見を十分聞いていただきたいということと、大学だけではなくて大企業や特に地方の中小企業が過度の不利益をこうむることがないように検討を進めていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

続きまして、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 案については異議ありません。期待以上によく書いていただいています。

コンテンツについて、2点コメントいたします。

まず、65ページ、メタバースの豊富なコンテンツ知財を持っている日本にとって大きなチャンスと期待できる一方で、国境を越えた権利問題などの国として向き合うべき課題も発生してきます。ただし、現時点で規制とか誘導といった政策を打ち出すのは市場をゆがめるおそれもありまして、政府としてはそれこそ一歩メタな姿勢が望ましいと考えます。現在、Web3.0も含めてビジネス面の期待感から様々な団体がつくられていまして、やや乱立ぎみなのですが、しかるべきプレイヤーを含む場を設置して、場を設置するという技術がありますので、官民連携で検討してもらい、その施策を進めてもらいたいと思います。

もう一つは著作権のところ、68ページ以降です。多数のクリエイターと多様なユーザーの相互利益を拡大するために権利処理のコストを下げるというシンプルで大きな方向性を書き込んでもらいました。強いメッセージであります。一元的窓口ではデータベースの構築といった、これは著作権制度だけでない施策について、文科省、経産省、総務省、デジタル庁、知財本部という5つの省庁が横連携で推進するという姿勢を示してもらいたいことを歓迎いたします。まだPの項目が多いのですが、例えば窓口とかデータベースとい



うのはお金が回るのかといったことが気になります。そういう課題が多くて、全てが実現できないかもしれません。そういう場合に記述を弱める安全策に向きがちなのですから、ここでは進めたいという政府の意思、希望を示すことは重要ですので、ぜひ前向きに記述に落とし込んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

次に、柳川委員、お願いいたします。

○柳川委員 柳川でございます。

案についてはしっかりまとめていただきましたので、特に異論はございません。前回、欠席だったこともありますので、私が大事だと思うところを何点か少しだけコメントさせていただきます。

1つは、スタートアップの話は政府全体としてかなり力を入れているところでございまして、まさにイノベーションのコアになっていく部分ですので、しっかり書き込んでいただいたことは非常にありがたく思っております。その中で、それを推し進めていこうとすると、標準化というのは非常に重要なポイントになってくると思います。既に書き込まれていることなので、新たに追加で何かを書いてくれということではないのですけれども、改めて標準化戦略をしっかり進めていくということはとても重要だと思います。さらにそれは国内での標準をつくっていくという話だけではなくて、グローバルな競争、グローバルなエコシステムの中でどういう形で日本が強みを発揮できるのか、あるいはプラットフォーム的な役割を果たせるのかという意味では国際的な標準化戦略というものが重要で、それをやっけていこうとするとやはり国際交渉力が何よりも重要になってきます。なので、標準化に絡む国際交渉力のできる人材をしっかり育成する、あるいは集めてくるということが重要になってくると思います。

2点目は、先ほどお話があったような著作権の一元化の処理のところでは、ここも非常に重要なことが含まれていますので、Pになっていますけれども、これがしっかり残ることが重要だと思っていますし、強いメッセージがしっかり残せるということが重要かと思っています。一元的処理でコストを下げていく、デジタル化をしっかり進めていくということはこの先のメタバースの話を進展させていく上でも不可欠だと思っています。

3点目ですけれども、クールジャパンの話もこれから日本が世界に様々な活躍の場を広げていく上ではとても重要だと思っています。ただ、クールジャパン関係者という用語が出てきていますけれども、この中で海外の方々からどういうふうに見えるのかというのは非常に重要だと思っていますので、海外の方、いろんな立場のいろんな国の方がいらっしゃると思いますが、海外のかなり有力な方をクールジャパン関係者の中に積極的に入れていただいて、海外の目から見た日本の魅力を発信していくというのは重要かと思っています。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中でございます。ありがとうございます。

まずは、素晴らしい文案をまとめていただいて、ありがとうございます。メッセージ性が際立つ「はじめに」の文章の中でも、今回、知財がフル活用できる経済社会の変革を目指してイノベーションが実現するということがしっかり表現されていて、共感が生まれるのではないかと想像しています。

私も本文に異論等は全くございませんけれども、2つほど発言させてください。

1つは、9ページ目辺りにある、フル活用できていない日本の知財に関してです。今回、活用に軸足を置くということが力強く出されながら、今、大手企業においても知財というものが自覚されていなかったり、情報や、その価値の認識が社内で十分に共有されていない現状もあるという前提で、自社内でも50%も恐らく眠っているという知財を発見・発掘して生かす流れに目を向けていただければと、本文を読んで、そういう流れの呼びかけになればよいなと思っております。同時に、大学においても各学部ではいろいろ知財があり、活用されているところがあると思うのですけれども、理事とか経営陣のところにはそこが届いているか、あるいは一層の関心をもっと持たれるようになるか、その辺りが重要になってくるかと思っています。

もう一点は、CJワーキングに私も参加させていただきましたので、ここはきれいにまとめていただき、御礼申し上げます。

ファンコミュニティの醸成を重視しまして、日本ファンでいてくれる、クールジャパンの関係者と先ほど柳川先生から頂きましたけれども、プレーヤーとか、強力なインフルエンサー的存在の外国人の方々がつながる仕組みを形成して、強化して運営すること、その運営にはデジタルトークンやAR分野をはじめ、最先端のツールや表現、クリエイティブが重視されるということがここで強調されるかと思しますので、こちらを基にいろんな方を支援できるような体制が取ればと思いますし、多くの気づきを得ていただければと願っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 ありがとうございます。2点コメントと2点これからのお願いです。

まず、1点目は事務局への御礼でもあるのですけれども、知財が日本の産業競争力に寄与していないのではないかとはいっきり問題提起を頂いたこと、それからスタートアップ支援の強いメッセージを出していただいたこと、さらには大学発の知財活用等の具体策をかなり詰めて書き込んでいただいたこと、これは本当に意義のあることだと思っています。

2点目として、CJ戦略におけるWeb3.0の位置づけを見直していただいて、メッセージとして冒頭に持ってきていただいたこともよかったですと思います。ありがとうございます。

これからのお願いが2点です。

1点目が著作権です。今回、かなりアグレッシブにUGCを含む全てのコンテンツの権利の管理・処理を一元的にやるという大きな方向性を出されていて、この総論には賛成です。一方で、これをやり切ろうとすると、相当多くのステークホルダーとの調整が必要で、恐らく時間もかかるだろうと、各論で言うと、すぐにでもやるべき、ずっと宿題として残ってきたことがいろいろあると認識していて、私の認識しているところで言うと、音楽の著作隣接権の一括処理、これはもうずっと前から、コロナ前からやるべきだと言っていて、コロナの間に本当にやらないとビジネスとして成立しないという問題提起もありながら、ここまでずるずると来てしまっている。こういう各論もあるので、大きな総論をやらないと各論が解決しないということだとすごく時間がかかり過ぎてしまうと懸念している部分もあります。なので、すぐに着手してやるべき各論は同時並行でやっていただけませんか、こういうのが著作権に関してのお願いです。

2点目、輸出とインバウンドの好循環、こういうチャプターがあって、ここでのメインのトーンは、しばらくは国境が大きくは開かないので、輸出を頑張りましょうということだと思います。そうなのですが、御存じのとおり、少なくとも欧米では国際観光は完全に復活していて、日本は既に出遅れています。2019年の断面では、インバウンド観光というのは自動車に次いで日本にとって2番目の輸出産業でもありました。このくらい大きなインパクトを既に持っていて、さらにそこから2倍、3倍に成長するポテンシャルを秘めているインバウンド観光なので、今のタイミングでインバウンドをもう一回再成長させるぞというメッセージをもう少し強く出したいと感じるところでもあります。

輸出に関しても、ここでは農林水産品の輸出を例として挙げられていて、これは、1兆円の目標を掲げていたものを今度は2兆円に上げましょうという農水省の方針を受けての話だと理解していますが、例えば食に関して言うのであれば、クールジャパン戦略の食産業で一番大事なことは何かと言えば、食のサプライチェーン全体で海外展開をし、世界全体で600兆円とも900兆円とも言われている食関連産業のうち何%のシェアを取るかという大きな目標設定だと思っています。そう考えると、日本の食産業全体で世界全体で30兆円、40兆円の売上げの目標を立てて、それをやれば必然的に日本からも一部、高付加価値の食材の輸出が増える。だから、2兆円、3兆円の輸出になる。農水省が今言っている目標は自動的についてくる話だと思っていますので、今年の知財戦略にそれを反映するのは無理だというのは理解しますが、クールジャパンをこれから産業政策として考えるのであれば、そのくらい大きな話としてもう一回組み直すことをこの後、取り組んでいくべきではないかと考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます、

竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 ありがとうございます。皆さんの意見を幅広く反映した、また非常に綿密につくられた内容になっていると思います。

私が興味を持って発言させていただいた大学発明の活用やスタートアップ支援について特に充実した内容になっているところもとても喜ばしく感じています。特に地方の大学を拠点として地方創生ということでイノベーションエコスペースができればいいなと思っておりますので、先ほどからほかの委員の方々からもお話がありましたように、やはり大学の発明がなるべく活用されるようにということにこれからも一層力を入れていただきたいと思います。その点で、大学帰属原則ということの特許法なり特別法の中できちんと制定していただき、また企業と開発して共有になったり独占的实施権が設定されているような場合であっても、企業が実施していない場合は強制的にほかの実施したい企業にライセンスを与えることができる、アメリカのマーチ・イン・ライトに相当するような政府の権利を明確にしていればと思っております。

スタートアップ支援に関しては、前からもお話ししているように、今後、大学の施設をもっと自由に使えるようにしていただいて、学生、教員、またスタートアップの研究者が互いに協力してイノベーションできるような、そういう場をどんどんつくってほしいと思っております。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

翁委員、お願いいたします。

○翁委員 私も、この報告書はイノベーションの低迷についての危機感から出発して様々な施策が盛り込まれていて、大変よくまとまっていると思っております。

2点、申し上げたいと思います。

今後、メタバースが大きく広がっていくということは記載のとおりだと思っております。技術革新が生まれてきますし、ビジネスとして成長していく、市場が拡大していくということで、新たなパラダイムが開いていく可能性がすごく高いと思っております。今回、いろいろなルールの検討について記載がございますけれども、従来の考え方は既存の株式会社や組織を前提とした集権システムですが、メタバースについては分散型のもので、既存の規制の考え方の延長線上では解決できないことがすごく多いと思います。DAO（自律分散型組織）、こういったところの考え方をよく見ながら検討していくことが大事だと思っておりますし、先ほど御意見がありましたけれども、やはりグローバルな動きでございますので、そういった動きをよく考え、見ながらやっていくということ、それから国としてこういったDAOみたいなことに対してどういうふうにとどこまでやるのかということもとても大事な論点だと思いますので、多角的に御検討いただくことを期待しております。

もう一つは、39ページから40ページの辺りで投資家の役割について記載がございます。今回、知財・無形資産ガバナンスガイドラインができたことはとても素晴らしいことだと思っております、これが周知されていくことをすごく期待しております。一方で、私は投資家のこの分野への貢献も大いに期待したいと思っております。日本の機関投資家、特にアセットオーナー、企業年金などについては、アセットオーナーとか様々な投資家はいらっしゃるのですけれども、ここについての理解を深めて対話をしていくというところには

まだまだ遠いところにあると思いますので、どういう形でそれを推進していくのか。投資家はスタートアップとかにもどんどん貢献していただきたいと思っております、ベンチャーキャピタルの投資額などを見ましても、日米では大きく異なっております。そういった意味で、知財の対話というところだけでなく、日本の機関投資家もプロの投資家としてしっかりリスクを見極めながらリターンを取っていくという方向に変わっていくこともこの分野のイノベーションを促す上ではとても大事だと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。事務局の方には、前回の意見等数多く取り入れていただいて、修正いただきまして、誠にありがとうございます。

数点だけ申し上げたいと思います。前回もお話ししました大学と中小企業の共同研究、特に地方における共同特許において、先ほど杉村委員もおっしゃっていましたが、ぜひ実際の施策の中で地方における状況を調査の上で企業が大学と共同研究を行うマインドを阻害することがないように今後御検討いただきたいと思います。

2つ目、標準の戦略的活用について、企業による戦略的活用が他国に比較して日本はかなり弱い、もっと企業は力を入れよということだと思っておりますけれども、もう少しはっきり分かりやすく記載してもよいのではないかと感じました。全体的にかなりメッセージがはっきり出ている「知的財産推進計画2022」の案だと感じているのですが、この部分は読んでいて少々分かりにくいと感じたので申し上げました。

また、これは既に記載されていると思いますが、私も実際、ISOの策定まで動いてみて、国際標準をつくるだけではなくて、その後の活用戦略まで計画策定できる人材育成が大変重要だと思っており、そのための施策も今後御検討いただきたいと思います。

ISOの委員には大学の先生方も多くいらっしゃいます。産学官それぞれが戦略的な標準活用を強力に推進するという考えを持つことが重要であるという点についても入れていただければと思いました。

最後に、中小企業、地方の知財活用支援について、80ページに事業における知財戦略の重要性の気づきから実装まで、これまでの取組を含めた各支援の役割を明確にし、効果的かつ効率的な施策間の連携を構築すると記載いただきました。今までの方策でどれだけ効果が上がっているのか再度検証し、かつ全国に今、約350万社いる中小企業ですが、それを一くりにするのではなくて、業種や分野別、規模別など、もう少しかみ砕いた方策を提示して実行いただければと思います。地方では県や市の行政機関の中小企業支援策もたくさんあります。各行政機関も知財分野の支援機関として重要であり、それらの施策についても検討いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いいたします。

○田路委員 取りまとめ、ありがとうございます。非常によくまとまっていて、「知的財産推進計画2022」に関しては、例年に比べて発明と特許についての言及が進んだという印象を持っています。ゆえに、スタートアップにフォーカスが当たってきたという印象も持っています。

今回の取りまとめの中で、イノベーションのスピードアップが非常に重要で、そのためには知的財産戦略と相性のいいスタートアップで推進していくことが効率的だという考え方、あと、スタートアップは本質的に人・金・物が足りないところをタイムアドバンテージが効く知財でやっていくという考え方が示されたのは非常に意義深いと思っています。

その中で2点ほど私が中心的に興味を持っていたのが、投資家の役割が言及されていますけれども、専門家の役割と言われたところ、専門家は一体どういった役割を持つのかというところ、今回明確になっていないところと言うと、専門家の役割、専門家は誰かというところ、そこをもう少し明確にしていきたいという今後のトライアル、もう一つは、インフラとしてのデータベースの話があったと思いますが、マッチングというところで考えると、どうしても発明や特許というのは情報公開した後のアクセスに対して心理的な安全性が担保されないと、ビジネスに直結していくので、非常にリスクがあると思いがちなので、この辺のマッチングするためのインフラとしてのデータベースのアクセスの心理的安全性をどういうふうに担保するか、今後に向けて明確にしていければと思いました。

あとは、知的財産戦略をスタートアップにというところと言うと、圧倒的に成功事例が足りないという問題があるので、来年以降、成功事例を積み上げていくという具体的なやり方についても言及できればという印象です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 ありがとうございます。

イノベーションの担い手としてのスタートアップあるいは大学、そういうものを取り上げておられるというのは政府全体の方向でもありますし、時宜を得たものであると思います。その上で4点、申し上げます。

14ページのスタートアップの最初の定義の中に、創業間もない者だけでなく革新的な取組を進める中小企業も全て当てはまると書いていただいたのは大変よかったと思います。地方におりますと、大学と連携できるのはほとんど中小企業でありますので、新しいものを取り込もうとする、そういう中小企業もこの報告書のカバレッジに入ってきて非常に重要だと思います。大変よかったと思います。これによりまして地方における産学連携が進むことを期待できるのではないかというのが1点目でございます。

2点目は、27ページの共有特許を含む大学と企業の共同研究の関係での話です。文章等はお任せいたしますけれども、ちょっと分かりにくいというのがこの文章で、共同研究

で知財が生まれた、その取扱いについて、大学の交渉力を高めるために、大学が企業側に知財管理コストを負担させなくても済むよう大学の知財財源の充実を図るといふ、非常に含蓄があると思うのですけれども、ずっと読みにくいというのも事実だと思いますので、これをきれいにさせていただくのも結構ですし、お任せしますが、普通の人には分かりにくいということを申し上げておきたいと思います。

3点目は、33ページの大企業における不公正な取引の是正というのを柱立てしていただきましたのは大変ありがたい、いいことだと思います。また、知財取引の是正、適正化に向けたさらなる取組が必要であると34ページでまとめて結論を出していただくのも大変ありがたいと思います。

なぜかと申しますと、実は既にできておりますスタートアップとの連携の指針、あるいはモデル契約書を政府でお作りになりましたけれども、この指針やモデル契約書を基に大手の企業と秘密保持契約を結ぶ交渉をしている中小企業から私どもへのレポートがあります。そのような方向で書いていたら、先方から返ってきたのは、発明は発明を創作した者に帰属すると書いた箇所に傍線、つまり訂正が引かれていた。私たちが開発した材料は我々単独で帰属すると申し入れていたのだけれども、それは消されていた。ほかにも幾つもあります。要は、実態はそういうところがある、政府がこういう方向を出されても知財取引の適正化の実態はまだまだ難しいことがあるということをお願いしておきたいと思います。

4点目は、このような報告、レポートが政策の実現につながると思いますけれども、ぜひともこれを3年あるいは5年後に検証していただきたい。先ほど好事例も出てくるだろうからその事例を拾って公表してほしいということもありましたけれども、実際問題、これによってスタートアップが日本の中でシリコンバレーあるいはボストン、ああいうところと比べて、あるいは中国と比べてどれぐらい増えてきたのか、またいい事例がどれだけ出てきたのか、こういうことの検証をぜひお願いしたいということをお願いして、私の意見といたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 日本テレビの宮島です。

大変な分厚い丁寧な報告書をまとめていただき、ありがとうございます。いろんなところに気配りされていた表現がありますし、私自身は著作権のところに関わっているのですけれども、これは障害があっても何としても突破していかなければいけない部分だと思っていますので、今、ペンディングの部分もあると思いますが、ぜひできるだけスピーディーに前に進むようお願いしたいと思います。

それから、この報告書がどうなるのかというような話を時々申し上げていたのですが、これだけすばらしい報告書を見ますと、これが十分に活用されないのは本当にもったいないと思っています。今、実態と乖離があるというようなお話もありましたが、これに関係

する人たちが実際にこれは自分たちに関係するのだと思って、しっかり読んで活用していただくことがとても大事なのではないかと思います。

よく広報という形になるのですけれども、一般に投げかけて広報するというものの本当の困難さは私たちもふだんから感じております。もちろんこれを一般のニュースとか一般に引用してもらうことも大事なのですが、特にこれが本来届いてほしいけれども、十分に届き切っていないところに対して、どういうふうに浸透させていくかということに十分心配りをするのがいいかなと思います。もちろん自分たちで内閣府の議題を知りたいと思う方々はちゃんとホームページを繰って、この文書にたどり着いて、分かりやすく書いていけば理解していただけるとは思います、そこまで至らない方々をどうやって引きつけるかということに工夫が要るのではないかと思います。

それぞれの分野に隣接したところで検索したり、あるいは窓口に行ったり、いろいろ形で接触した方々たちに対して、できるだけ簡単にこの報告書の中身にたどり着くような工夫が要ると思います。各省庁の白書でも最近はいろいろな工夫がされておまして、例えば農水省の白書ですと、それぞれのターゲットに向けて、あなたが見るべきところはここですとか、そういうのを引っ張っていくようにしたり、やはり見てもらうための、しかも関係あるところを見てもらうための努力をそれぞれ考えながらやっていると思いますので、このとてもすばらしい白書をできるだけ実現のところに結びつけるようにどうぞよろしくをお願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

福井委員、お願いいたします。

○福井委員 福井でございます。

触れるべき点は非常に多いのですけれども、コンテンツ分野の今回加筆されました著作権制度についてコメントさせていただきます。従来、著作権の制度論というと、大体二通りでした。一方はフリーライド、ただ乗りを防止するために権利を強化するという方向の改正、もう一方は、逆にそれでは社会がうまく回らないということで、無許諾でできる利用を拡大する、いわゆる制限規定の拡大です。これが多かったわけです。つまり、ゼロサムなのです。

しかし、今回は言わば第三の道を探っています。許諾を得て、そして対価を伴う大量の権利処理をしやすいするための施策をここまで著作権政策の中心に置いたことは、恐らく過去でも少ないのではないかと思います。ここにおいては主役はあくまでも民間の利用者であり、また権利者である。そして、これは権利処理の官民協業という意味でも画期的な施策になるだろうと思います。ただ、それだけにハードルは極めて高いです。梅澤さんがおっしゃったとおりだと思います。

特に新しい権利処理と言われる部分、暫定利用の部分に恐らく今後社会の注目が集まってくだらうと思いますけれども、まずはその前提として権利情報がちゃんと集まっているということが重要になります。権利情報データベース、これは分野によってはまだほと



んど発達していません。これを政府もしっかりと支援して積み上げていく。権利情報を集めていく。そして、ふさわしい場所では集中管理を促進していく。このことがまずは第一歩です。

例えば音楽の著作権隣接権です。これは日本レコード協会が一昨年、いわゆるウェブキャスティング、つまり一括での配信については集中管理を始めました。始めたが、まだ対象となる音楽原盤の数は十分網羅的とまでは言えない。加えて言うと、例えばアーカイブ配信とかDJプレイなどは対象外と言える状況です。これではちょっと処理のしようがないということが言えます。ですから集中管理の促進が大事になってくる。そして、今後の集中管理においては権利者一人一人が今までよりももっと自由に幅広く（許諾範囲について）意思表示ができる。これは技術の力で可能になるはずですから、これを同時に促進していく。このことが大事だと思います。

併せて、そうした権利の情報がコンテンツのデータと相互につながっていること、そのネットワークがとても大事で、そのためには、今、それぞれのコンテンツについてのIDのようなものが振られても、それはジャンルによってばらばらだったりしますので、統合IDを進めていくことも恐らく重要になっていくだろうと思います。

これらを積み上げていくこと自体が権利処理を容易にしますし、時間はかかるようでもここからスタートするしかないと思います。それができて初めて新しい権利処理の仕組みというのは本当の意味での力を発揮していけます。ですから、これを同時に進めていくこと。恐らく何年もかかる取組になるだろうと思います。しかし、できることから始めて粘り強く取り組んでいくこと、このことを政府にはぜひお願いしたいと思いますし、私も微力を尽くしていきたいと思います。

最後に、報告書全体にわたって大変な力作であると思います。丁寧に意見を拾い上げてくださった事務局の皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

手を挙げていらっしゃる方はほかにおられますでしょうか。御発言いただいていない方はぜひお願いいたします。喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 喜連川です。

非常にきっちりとおまとめいただけて、ありがとうございます。

特に私が御説明を受けたのはデータ関連のところでございまして、前に比べると、大分前面に出てきて大変いいことではないかと思っております。しかしながら、この中でアカデミアから産業へということを取扱いルールを明確にする必要があると、まさにこの辺は非常に重要で、実は学の中でもあまりはっきりしていないところが多々あるかと思えます。特に第6期の基本計画の中では人文・社会が入ってきたわけですけれども、人文・社会のデータの取扱いも非常に深いところがあると認識しておりまして、この辺は産利用だけではなくて学利用の中でも問題でありますし、また、学から産ではなくて産から学へと

いう両方、バイディレクショナルな流通を加速するためにはどういうふうにすればいいのかということについての踏み込みは今後になるのかもしれませんが、クロスボーダーのところに関しての今後の検討をぜひ推進していただけるといいのではないかと。

それから、データというのは結局やり取りになりますから、今、申し上げたみたいな産と学だけではなくて、学でも日本と海外との共同研究をやろうとしたときにこのルールが非常にややこしくなっております。実際問題としてどのルールに従えばいいのかというのがはっきり分からないままに、ただアカデミアとしては悪いことをするつもりはないものですから、なるべく積極的にやりたいわけですがけれども、後からお叱りを受けることのないようにということ辺で若干萎縮効果が出ている。若干ではないですね。結構出ているということが大きな懸念材料ではないかと思っております。

加えまして、今回のコロナの中で分かったことは、学がデータを出さないというか、出しましょうと書いてあるのですけれども、ガバメントのデータがそもそも出てきていないということで、これは日本だけではなくて他国でもそうですが、皆さんも御案内のように、保健所のデータなんていうのはむしろ適切な処理をして学が利用できるようにすべきなのですけれども、非常に進んでいないというところはどこかお書きいただくのがいいのではないかと思います。

最後に、冒頭のほうで地政学的な問題を随分記載しておられるところは大変すばらしいと思ひまして、この辺の知財の中でデータの部分は極めてアンクリアですので、大学としてはどういうルールでどういうふうに動けばいいのかというもう一つ次元の違うコンストレーションが出てきたということに懸念しておりますので、また御指導いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、御発言の方おられないでしょうか。まだ御発言いただけていない委員の方、ぜひお願いいたします。山本委員、お願いします。

○山本委員 私はこの文案でよいのではないかと思いますので、特に発言はしておりませんでした。

先ほどから、どなただったですか、ぜひ検証してほしいというような御意見がございましたが、それは賛成なのですが、冒頭で書かれておりますように、やはり日本のイノベーションが劣化しているというのは、ある種、今までの検証の結果であると思っております。そういった意味では、ベンチャーが大事なのか、大学が大事なのか、大手企業が大事なのかという観点ではなくて、私たちが議論すべきは、どうやれば日本のイノベーション力をもっと高まっていくのかということではないかと思ひます。釈迦に説法なので言うまでもありませんが、アメリカもそうですし、ヨーロッパの国もやはりスタートアップがイノベーションのトリガーになっているというのは事実であり、その多くはアカデミアから生まれているという意味では、産学連携をいかに強化していくのかという観点が非常に重要

ではないか。

27ページの共有特許についても議論はされておりますが、今年度中にということであれば、9月に全国の北海道から沖縄までの大学の実務者が約600人集まる会合がありますので、例えばそこで聞いてみると、恐らく圧倒的 majority で大学の実務者はこれに賛成するであろうと思いますし、もし必要であれば、そういうこともやってみたいと思っております。実務者といってもかなり実務的な専門性を有している人たちの集まりで、今まで議論しているのも、例えば今回の新株予約権のことも過去3回ですか、新株予約権がよいのか、生株がよいのか、あるいはCIPが減るのかというような議論も行っていたり、あるいは医師主導治験で得られた大学のデータはどこに帰属してどう交渉すればよいのかといったような、かなり各論の議論をしている会でございますので、本年度中に結論を出すということであれば、そういう場を利用いただくのもよいのではないかと考えております。

最初にお話しさせていただきましたとおり、この文案で私はよいと思っておりますので、事務局の方々は大変御苦労さまでしたというところでございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。この文案で結構ですということでも御発言いただければと思います。出雲委員、お願いいたします。

○出雲委員 私もこの文案で、本当に御苦労さまでした。どうもありがとうございました。

最後、サマリーになりますけれども、6月の骨太の方針において我が国はスタートアップ立国を宣言するわけでありまして、スタートアップ立国を実現する主たるドライバーは、大学の知財を活用した大学発のスタートアップ、ベンチャー企業でありまして、このスタートアップ立国宣言を実効性あるものにするためには知財を活用した事業化の促進と知財の流動化が肝であります。ですから、今回、スタートアップが知財の対価として新株予約権を柔軟に活用できるように、また共同研究の成果を積極的に流動性を高めて活用すべきというこの内容に全く賛同するものであります。

何度も申し上げますけれども、今日、ほかの委員の先生方もおっしゃっていましたが、もっともっとスタートアップに頑張って投資していかなければいけない。日本のリスクマネー、ベンチャーキャピタルの総投資額は年間で7800億円、ちなみにアメリカは20兆円なのですが、それは置いておいて、我が国のベンチャーキャピタルのリスクマネーは7800億円、そして民間企業から大学に対する共同研究のお金は年間約900億円なのです。国立の研究開発法人に対して民間企業が拠出している研究費は300億円ですから、合計して大体1200億円なのですが、この共同研究の900億円が国公私立大学の国内出願特許の原資になっているのだらうと、日本の年間の特許の出願数が25万件で、そのうち国公私立大学の国内の出願特許の件数は年間約7000件なのです。正確には令和3年で6,726件なのですが、1件40万円で特許の出願をしているのだとしたら、出願に係るコストというのは27億円なのです。たったの28億円なのです。共同研究費がその原資になっていて、共同保有

で死んでしまっている、流動性が生じていない、死蔵されている知財を今般、積極的に活用して、大学発のスタートアップを振興していこうと、これを通じて、今、日本の大学発ベンチャー、大学から出発したスタートアップで上場した会社が全部で67社、その企業価値の合計が3兆円でありますから、これをもっともっとアメリカに追いつけるように拡大していくための主要な施策としての知財の対価として柔軟に支払い手段を増やして活用できるようにすることと、共同研究の成果の流動性を高めるということは、極めて時宜を得た重要な施策でありますので、大学発のスタートアップでございますので、積極的に活用といろんな人がチャレンジできるような環境整備に私もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま若宮大臣が入室されました。若宮大臣には後ほど一言頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、立本委員、お願いいたします。

○立本委員 ありがとうございます。筑波大学の立本です。

事務局に対しましては、非常にマクロ的な視点も含めて重点施策8施策をまとめていただきまして、大変ありがたいと思っています。文面等も含めて非常によく書けていると思うので、修正していただきたいところはないのですけれども、最後に感想というか、似たお話だけさせていただきたいと思います。

この8施策を挙げていただいて、特に1番目、もしくはイノベーションに関するスタートアップ、大学の知財エコシステムの強化というところに多くのページ数を割いていただいて、今までもこの20年ほどそこが重要だと言われていたと思うのですけれども、スタートアップ、大学の知財エコシステムの強化、特に投資と絡めた新株予約権とか株式の話も含めて、投資マネーとのつながりのところをうまくサポートできるような制度の整備というところをうたっていただいたのは非常にいいかなと思っております。

あと、私が関係するところで言うと、標準化のところをうまくすくって、重要な話も含めていただいて、日本全体の底上げをする意味ではやはりこういうところをやるべきと思っています。

戻って、1番目のスタートアップ、大学の知財エコシステムの強化というところで言うと、制度的に整備していただくといいと思っているのですけれども、当然そこには人が介していて、その人材が圧倒的に足りないというのも多分ヒアリングしていただいて、中に出てきていると思いますが、項目7番目の知財を活用する人材の育成というところで人材の育成もしくは強化を書きいただいている、やはりここは私も含めて、何か支えていければと思って、推進する上では必須のところだと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。事務局の皆様には大変な御苦勞を頂いて、充実した内容の計画をまとめていただき、感謝申し上げます。

2点、申し上げたいと思います。

まず、著作権制度改革に関してでございます。私、規制改革会議のほうでもこの案件について数年来、推進するべく議論してまいりましたが、今回、非常に難しい合意形成を事務局にさせていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

特に71ページの最後のところに総務省に宛てて「施策の方向性」が「欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて検討し、2022年内に結論を得る。」と書かれております。インターネットの世界になったからこそ、このような新しい、簡素で一元的な、取引コストを抑える権利処理の必要性が出てきたわけですので、ぜひ総務省にも汗をかいていただきたいと思います。これが1点目でございます。

2点目ですが、29ページ辺りの「知財戦略の支援サービス」というところに「知財を契約等においてどう守っていくのかというリアルな視点も求められる」と書かれていますが、ここは、私、弁護士の立場からしますと、視点が異なっております。むしろ事業戦略を形にするのが契約交渉であり、リーガルな見地からは、知財をどうするかではなくて事業戦略をどのように立てて、どういう土俵でしっかりと事業者が、スタートアップにしても大学にしても、事業を進めていけるか、そこそそが契約交渉の肝であると思います。その意味で産学連携の共同研究の成果から生み出されたものの活用についてのデフォルトを法律でどう定めるかという場面も、たとえ法律で定めたとしても、結果が得られるためには大学等の交渉力が必要になってくる。そこがなければ変わらないと思いますので、ぜひそこについては日弁連でも、杉村先生から弁理士会もというお話を頂きましたが、御協力していきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと御発言いただいているのが落合委員ですけれども、落合委員はいかがでしょう。今、つながっていないですね。

ほかの委員の方からは一通り御発言いただいておりますけれども、短いコメントであれば、何か残っていることがあれば、やれると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、御発言はこれで終わりたいと思います。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、「知的財産推進計画2022(案)」につきましては、私と事務局のほうで調整させていただいて、本日も御意見、御指摘ございましたので、必要な修正をいたした上で、今後開催される予定の知的財産戦略本部において取りまとめをする予定でございます。

最後に、若宮大臣より一言御挨拶を頂ければと思います。若宮大臣、よろしくお願いたします。

○若宮大臣 本日は、お忙しい中、有意義な御議論を頂きまして、ありがとうございます。衆議院の本会議がございまして、遅参いたしまして御無礼いたしました。

この構想委員会は、これまで4回にわたり開催され、委員の皆様方におかれましては、スタートアップ、大学の知財エコシステム、知財・無形資産の投資・活用の推進、標準の戦略的活用、データの利活用、コンテンツ戦略、クールジャパン戦略など、幅広い課題にわたって活発な御議論を頂いたと伺っております。

世界はデジタルグリーン化に伴うイノベーションスピード競争やデジタル空間の技術パラダイムの転換が進展しております。こうした中で日本が持続的な経済成長を実現していくためには、知財・無形資産の投資・活用が鍵となってまいります。また、人的資本をはじめとする無形資産やスタートアップへの投資につきましては、岸田総理のロンドンでの演説などでも触れられておりますように、岸田政権が推し進めます「新しい資本主義」として成長戦略の中核に位置づけられております。

こうした状況を踏まえ、本日御議論いただきました計画案には、意欲ある個人やスタートアップをはじめとする多様なプレーヤーが社会の知財・無形資産をフルに活用できる経済社会への変革に向けて、必要な施策を幅広く盛り込んでいただいたと思っております。本計画案に盛り込まれているクールジャパン関連施策については、私が担当しておりますデジタル田園都市国家構想や大阪・関西万博と一体となって日本の魅力の発信につなげていくことも重要であろうと考えております。

今後、お取りまとめいただきましたこの計画を踏まえまして、知的財産戦略本部において「知的財産推進計画2022」を取りまとめまいります。皆様方におかれましては、この計画が取りまとめられた暁には、盛り込まれた施策の迅速な実施に向けまして、様々な機会を通じて、さらなるお力添えを頂きたいと思っております。

今後とも皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

以上です。

○渡部座長 大臣、ありがとうございます。

本日の会合はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。